

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月7日

【四半期会計期間】 第7期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）

【会社名】 住石ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumiseki Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長崎 駒樹

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 石井 啓二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 石井 啓二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第2四半期 連結累計期間	第7期 第2四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	12,379	9,057	24,604
経常利益 (百万円)	200	151	473
四半期(当期)純利益 (百万円)	176	102	386
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	66	181	355
純資産額 (百万円)	5,554	6,059	5,843
総資産額 (百万円)	15,456	15,880	15,841
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	3.00	1.74	6.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2.62	1.52	5.75
自己資本比率 (%)	35.9	37.9	36.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	457	429	1,182
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21	31	47
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	572	318	557
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	855	1,670	1,527

回次	第6期 第2四半期 連結会計期間	第7期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.02	1.74

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、ワンボ社との裁判に関して、控訴審においても当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が勝訴したこと及びワンボ社側が上訴に向けた手続きを開始したことから、前事業年度の有価証券報告書に記載した「第2 事業の状況、4 事業等のリスク、(3)海外投資リスク」を次のとおり変更します。

(3)海外投資リスク

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社は、オーストラリアの炭鉱会社であるワンボ社と配当金受領等を巡って争いがあり、裁判による救済を求めて、平成22年7月にオーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所に提訴しました。

第一審の裁判では住石マテリアルズ株式会社の主張を認めた上で、過年度の配当金の一括支払いを命じる判決が平成25年3月に言い渡されました。ワンボ社は当該判決を不服として平成25年8月に控訴しましたが、平成26年9月に却下され、控訴審においても住石マテリアルズ株式会社が勝訴しました。しかしながら、ワンボ社は住石マテリアルズ株式会社の勝訴判決について、平成26年10月にオーストラリア連邦高等裁判所に対し、上訴の前提としての特別許可申請を行いました。当社としては、同裁判所が特別許可を与える可能性は極めて低いと考えておりますが、その結果が当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済は、好調な企業収益を背景に設備投資、雇用者所得が増加傾向にあり、個人消費も底堅く推移していますが景気に弱さがみられ、緩やかな回復基調が続いています。海外の景気は緩やかな回復が続くことが期待されますが米国の金融緩和縮小による影響、中国やその他新興国経済の動向が、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

このような事業環境のもとで、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は石炭事業における石炭取扱数量がずれ込み等により減少したため、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高9,057百万円(前年同期比26.8%減)、経常利益151百万円(前年同期比24.5%減)、四半期純利益102百万円(前年同期比41.9%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

石炭事業部門

石炭税が平成26年4月から引き上げられたため、一部需要家が前年度中に前倒し輸入したこと、入着時期が上期から下期に移った配船が多かったこと等から石炭取扱数量が前年同期比288千トン減少し、さらに石炭価格が前年比下落したこともあり、売上高は8,427百万円(前年同期比28.9%減)、セグメント利益は296百万円(前年同期比25.5%減)となりました。

新素材事業部門

顧客が情報通信関連部材用研磨材の在庫拡充を行ったため、売上高は268百万円(前年同期比41.4%増)、セグメント利益は75百万円(前年同期比105.5%増)となりました。

採石事業部門

公共事業による需要が順調で二次製品及び合材工場への出荷が好調、また太陽光発電工事向け路盤材の受注増により、売上高は361百万円(前年同期比7.3%増)、セグメント利益は74百万円(前年同期比204.1%増)となりました。

(注)金額には、消費税等は含まれておりません。

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、営業債権並びに商品及び製品が減少したものの、現金及び預金並びにその他営業資産が増加した等により、前連結会計年度末に比べて38百万円増加し、15,880百万円となりました。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、営業債務が増加したものの、借入金が増加したこと等から、前連結会計年度末に比べて177百万円減少し、9,820百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、その他有価証券評価差額金並びに利益剰余金が増加したこと等から、前連結会計年度末に比べて216百万円増加し、6,059百万円となり、自己資本比率は37.9%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期連結会計期間末に比べ815百万円増加し、1,670百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が111百万円となったほか、売上債権及びその他営業資産の減少等により、429百万円の収入（前年同期比28百万円の減少）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、31百万円の収入（前年同期比9百万円の増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金及び社債が減少したことなどから、318百万円の支出（前年同期比254百万円の減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、新素材事業部門において支出した4百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月7日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,875,853	58,875,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,015,853	66,015,853		

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに、以下に定義される第二種配当年率を乗じて算出した額とする。

・「第二種配当年率」は、下記により計算される年率とする。

第二種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 0.5%

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。
- (B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- (C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- (E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

8 取得条項

平成44年8月9日までに取得請求のなかった第二種優先株式は、全て、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を平成44年8月9日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が260円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を260円で除して得られる数の普通株式となる。また、当該平均値が、600円を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を600円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した上で、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱い）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション))

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数	3,300個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成56年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 127円 資本組入額 64円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨

を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記(注)1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記(注)2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案(ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。)

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案(ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。)

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	-	66,015,853	-	2,500	-	300

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

(A) 普通株式

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	1,462	2.48
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,323	2.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,249	2.12
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	1,160	1.97
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,051	1.79
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	855	1.45
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	835	1.42
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	823	1.40
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	733	1.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	728	1.24
計		10,224	17.37

(B) 第二種優先株式

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,140	100.00
計		7,140	100.00

(注) 第二種優先株式は法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有していません。

所有議決権数別

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	14,625	2.49
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	13,237	2.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12,497	2.13
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	11,600	1.97
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	10,514	1.79
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	8,559	1.46
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	8,359	1.42
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	8,231	1.40
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,336	1.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,283	1.24
計		102,241	17.39

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,700	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 55,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,792,200	587,922	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 26,453	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,875,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	587,922	-

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	1,700	-	1,700	0.00
(相互保有株式) 泉汽船株式会社	東京都中央区築地 3丁目9-9	55,500	-	55,500	0.08
計	-	57,200	-	57,200	0.09

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,527	1,670
受取手形及び売掛金	2,036	1,548
商品及び製品	1,548	1,350
仕掛品	135	134
原材料及び貯蔵品	14	14
前渡金	18	531
繰延税金資産	9	9
その他	86	109
流動資産合計	5,376	5,369
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	587	567
機械装置及び運搬具(純額)	14	10
土地	5,365	5,335
リース資産(純額)	60	48
その他(純額)	10	8
有形固定資産合計	6,038	5,971
無形固定資産		
その他	72	64
無形固定資産合計	72	64
投資その他の資産		
投資有価証券	4,141	4,272
その他	638	625
貸倒引当金	444	435
投資その他の資産合計	4,336	4,461
固定資産合計	10,446	10,497
繰延資産		
社債発行費	17	13
繰延資産合計	17	13
資産合計	15,841	15,880

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	492	664
短期借入金	5,304	4,552
1年内償還予定の社債	240	240
未払法人税等	12	10
引当金	31	32
その他	293	207
流動負債合計	6,373	5,706
固定負債		
社債	720	600
長期借入金	1,939	2,505
繰延税金負債	246	293
再評価に係る繰延税金負債	368	368
退職給付に係る負債	178	184
長期預り金	78	80
資産除去債務	29	30
その他	63	51
固定負債合計	3,624	4,113
負債合計	9,998	9,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金	962	962
利益剰余金	2,013	2,116
自己株式	15	15
株主資本合計	5,461	5,563
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	597	675
土地再評価差額金	215	215
退職給付に係る調整累計額	0	0
その他の包括利益累計額合計	382	460
新株予約権	-	35
純資産合計	5,843	6,059
負債純資産合計	15,841	15,880

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	12,379	9,057
売上原価	11,406	8,113
売上総利益	973	943
販売費及び一般管理費	1,737	1,754
営業利益	235	189
営業外収益		
受取利息	2	0
受取配当金	16	17
持分法による投資利益	28	18
固定資産賃貸料	31	30
その他	12	8
営業外収益合計	91	75
営業外費用		
支払利息	66	62
その他	60	49
営業外費用合計	126	112
経常利益	200	151
特別利益		
固定資産売却益	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産除売却損	-	0
損害賠償金	-	9
訴訟関連費用	20	29
その他	-	1
特別損失合計	20	41
税金等調整前四半期純利益	180	111
法人税、住民税及び事業税	3	9
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	3	9
少数株主損益調整前四半期純利益	176	102
四半期純利益	176	102

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	176	102
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	109	78
退職給付に係る調整額	-	0
その他の包括利益合計	109	78
四半期包括利益	66	181
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	66	181
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	180	111
減価償却費	40	45
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	8
賞与引当金の増減額(は減少)	1	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	0	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	6
受取利息及び受取配当金	19	17
支払利息	66	62
持分法による投資損益(は益)	28	18
固定資産除売却損益(は益)	0	1
損害賠償金	-	9
訴訟関連費用	20	29
売上債権の増減額(は増加)	197	388
たな卸資産の増減額(は増加)	11	199
仕入債務の増減額(は減少)	26	171
未払消費税等の増減額(は減少)	9	4
その他	112	470
小計	540	505
利息及び配当金の受取額	26	31
利息の支払額	73	64
訴訟関連費用の支払額	22	33
法人税等の支払額	13	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	457	429
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5	-
有形固定資産の売却による収入	7	31
無形固定資産の取得による支出	25	0
敷金及び保証金の回収による収入	39	-
長期前払費用の取得による支出	-	4
その他	5	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	21	31
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	201	510
長期借入れによる収入	600	1,000
長期借入金の返済による支出	843	676
リース債務の返済による支出	12	12
社債の償還による支出	115	120
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	572	318
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	93	142
現金及び現金同等物の期首残高	948	1,527
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,041	1,669

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
個人住宅ローン	327百万円	個人住宅ローン	313百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形裏書譲渡高		2百万円	2百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 運送費・港頭諸掛等	330百万円	301百万円
(2) 報酬・給料・賞与	201	248
(3) 退職給付費用	8	5
(4) 賃借料	34	33
(5) 光熱・水道費及び消耗品費	9	10
(6) 旅費・通信費	15	15
(7) 減価償却費	5	11

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	855百万円	1,670百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	-	-
現金及び現金同等物	855	1,670

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	11,853	189	336	12,379
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	11,853	189	336	12,379
セグメント利益	397	36	24	458

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	458
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	257
四半期連結損益計算書の経常利益	200

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	8,427	268	361	9,057
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	8,427	268	361	9,057
セグメント利益	296	75	74	445

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	445
セグメント間取引消去	-
全社費用（注）	294
四半期連結損益計算書の経常利益	151

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当第2四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、開示の対象から除いております。

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して、重要な変動が認められないため、開示の対象から除いております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約金額等は、前連結会計年度末と比較して、重要な変動が認められないため、開示の対象から除いております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	3円00銭	1円74銭
四半期純利益金額(百万円)	176	102
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	176	102
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,857	58,857
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	2円62銭	1円52銭
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	8,330	8,606
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社に対して、北海道地区における元炭鉱従業員等96名から、じん肺罹患による損害賠償請求の申し入れがありました。同社としては賠償内容の適正性の確保を最優先に、賠償責任の根拠と範囲、病状等の事実関係について調査・検討しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月7日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年11月8日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。